平成２１年（フ）第３２０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末10365番地１
債務者　染田　浩行
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３２２号
宮崎県日向市浜町２丁目107番地
債務者　一政千壽子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３２３号
宮崎県延岡市川島町4206番地
債務者　甲斐つね子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３２８号
宮崎県延岡市平原町３丁目2623番地43
債務者　甲斐　　智
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３２９号
宮崎県延岡市平原町３丁目2623番地43
債務者　甲斐　修子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５３号
沖縄県石垣市字登野城435番地の２
債務者　小禄　和明
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第７３号
沖縄県石垣市字新川2357番地の18　コーポしぃさいど３ＦＡ
債務者　古賀　宏基
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第７４号
沖縄県石垣市字新川新川2357番地の18　コーポしぃさいど３ＦＡ
債務者　古賀　和子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３１７６号
札幌市南区川沿３条３丁目４番28号
債務者　東　　勇三
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０９号
札幌市手稲区曙12条１丁目３番12―303号
債務者　宮脇　文英
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４１号
札幌市手稲区稲穂２条１丁目６番18号　コーポ花和Ｂ棟24号　長江方
債務者　田嶋　恭子（旧姓今井）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１１号
札幌市北区新琴似９条11丁目11番８号
債務者　尾崎多鶴子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６３号
札幌市白石区南郷通１丁目北４番１―101号
債務者　中井　　円
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４９号
札幌市白石区東札幌２条３丁目３番１号　ｈｏｌｍｅｓ５号
債務者　中谷　尚志
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８９号
札幌市西区発寒６条13丁目３番42号　フロスティ発寒Ａ―102号
債務者　村上　京子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９７号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目８番８号
債務者　田邉喜代子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３８号
札幌市北区麻生町５丁目３番10号　エステート日乃出201号
債務者　藤原　静江
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロウタス三井405号
債務者　須藤真基子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部